

事業者募集中 一部変更あり

一宮町ふるさと応援協力事業者募集要項(要約)

平成 29 年 4 月
一宮町商工会

1 目的

ふるさと納税制度による一宮町への寄附促進と一宮町の魅力や地元特産品の PR、販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、一宮町商工会では、本町へふるさと納税をされた『返礼品』として贈呈する商品やサービスを提供する事業者（以下、協力事業者という。）を募集します。

2 募集の要件

一宮町商工会が募集する『返礼品』を提案できる協力事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者としてします。

- ① 各種法規則に沿った製造・生産をしていること
- ② 本社（本店）、支社（支店）および事業所等が町内にある企業または個人事業者で商工会員であること。
- ③ 町税の滞納がないこと。
- ④ 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力の構成員等でない者。
- ⑤ 個人情報を取り扱う場合、十分に留意いただけること。

※ただし、上記の要件に適合しても、一宮町が協力事業者として適当でないと判断させていただく場合があります。

3 募集する『返礼品』

- ① 『返礼品』は、次に掲げる要件すべてを満たしている商品等としてします。
 - ア 一宮町の魅力や懐かしさを実感できるもの・実際に体験していただくもの…などで町を PR し、本町の振興につながる要素をもつ商品（サービス）であること。
 - イ 一宮町内で生産・製造・加工されているもの、または一宮町内の原材料を使用しているもの、一宮町内で販売されているもののいずれかに該当していること。
 - ウ 品質や数量など安定した供給が見込めるものであること。（ただし、期間限定や数量限定で供給が見込める商品等の場合は可能）
 - エ 一宮町のイメージアップにつながるものであること。
 - オ 公序良俗に反したものでないこと。カ 商品情報の開示ができること。

② 募集する『返礼品』の金額について

寄附金額に応じての『返礼品』を募集します。寄附金額 10,000 円より『返礼品』を贈呈しますが、協力事業者様にご用意いただく『返礼品』（消費税込、送料別）は、**寄附金額の 30% 程度**となります。

総務省より(平成 29 年 4 月 1 日付)

返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること。

4 協力事業者のメリット

ふるさと納税の専門インターネットサイトや町で作成するパンフレット等に『返礼品』の画像、商品名、事業者名等が掲載されます。決済は商工会が迅速に行います。

ふるさと納税とは？

「納税」という言葉がついているふるさと納税。実際には、都道府県、市区町村への「寄附」です。ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。

◎ふるさと納税を促進して一宮町全体の発展につなげるため、一宮町商工会が主体となって協力事業者を募集します。

現在、ご協力いただいている事業者様も一宮町商工会までお気軽にお問い合わせください。

一宮町商工会 TEL0475(42)3089・FAX0475(42)5629